福祉用具を必要とする状態の判断基準について

H26.10

① 要介護認定の調査項目を確認
認定調査の結果、福祉用具を必要とする身体状況であると判断できますか？

☆確認方法
直近の認定調査票を取り寄せ、対象項目の調査結果を、例外給付が認められる状態像と認定調査から判断される貸与要件**【表１】**を活用し確認してください。
★確認後の手続き
当該調査票の写しをサービス計画書類と併せて保管。(播磨町による適正化事業で提出を求める場合があります。)

確認できない場合
※車いす、移動リフト以外は③へ

確認できた場合：保険給付できます
(例外給付申請不要)

② 要介護認定の調査資料では判断できない【表１】の(２)の(二)及び(５)の(三)については、ケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断。
車いす及び移動用リフトについては、調査項目の基準がないため、ケアマネジメントを通じて貸与の妥当性を検討した結果、例外給付が認められる状態であると判断できますか？

☆確認方法
主治医の医学的な所見を参考にし、サービス担当者会議等を開催して、車いすの場合は移動の支援が特に必要と認められるか、移動用リフトの場合は生活環境において段差の解消が必要と認められるか等の検討を行います。
★確認後の手続き
福祉用具を必要とする理由をサービス計画書等に具体的に記載してください。(播磨町による適正化事業により提出を求める場合があります。)

確認できない場合

確認できた場合：保険給付できます
(例外給付申請不要)

③「介護保険　福祉用具貸与例外給付申請書」により判断
被保険者の状態が対象となる状態像と事例【表２】の「ｉ～ⅲ」のいずれかに該当することを、主治医の医学的な所見等に基づいて判断し、その旨を記載した例外給付申請書を播磨町に提出し、播磨町から確認を得ましたか？

☆確認方法　★確認後の手続き
別紙「例外給付申請に際しての手順と注意事項について」をご確認ください

確認できない場合

確認できた場合：保険給付できます

保険給付できません

福祉用具貸与（例外給付）が認められる状態像と認定調査から判断される貸与要件【表１】
（平成２４年厚生労働省第９５号告示第２５号イ）

対象外種目	状態像	基本調査の結果
（1）車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	調査 1-7 歩行 →「できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	（注１）
（2）特殊寝台及び同附属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	調査 1-4 起き上がり →「できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	調査 1-3 寝返り →「できない」
（3）床ずれ防止用具	日常的に寝返りが困難な者	調査 1-3 寝返り →「できない」
（4）認知症老人徘徊感知機器	次のいずれかに該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	調査 3-1 意思の伝達 →「できる」以外、又は調査 3-2～7 のいずれか「できない」、又は調査 3-8～4-15 のいずれか「ない」以外 ※その他、主治医意見書に認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	調査 2-2 移動 → 「全介助」以外
（5）移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	調査 1-8 立ち上がり →「できない」
	(二) 移乗が一部介助、又は全介助を必要とする者	調査 2-1 移乗 →「一部介助」又は「全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	（注１）
（6）自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	次のいずれかに該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	調査 2-6 排便 → 全介助
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	調査 2-1 移乗 → 全介助

（注１）については、判断材料として活用できる認定調査項目がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネージャー等が貸与の可否を判断してください。【播磨町への例外給付申請不要】

福祉用具貸与（例外給付）の対象となる状態像と事例【表２】

類型	対象となる状態像
ⅰ 状態の変化	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【表１】の「例外給付が認められる状態像」に該当する者
ⅱ 急性増悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【表１】の「例外給付が認められる状態像」に該当するに至ることが確実に見込まれる者
ⅲ 重篤化回避	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【表１】の「例外給付が認められる状態像」に該当すると判断できる者

具体的な事例

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容
ⅰ 状態の変化	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換機 移動リフト	パーキンソン病で内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF 現象）が頻繁に起き、日によって、例外給付が必要な状態となる。
	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換機 移動リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって例外給付が認められる状態となる。
ⅱ 急性増悪	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換機 移動リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で例外給付が認められる状態となる。
ⅲ 重篤化回避	特殊寝台	重度の喘息発作で特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	床ずれ防止用具 体位変換機	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生のリスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※ 事例内容で示した疾病名については、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したものにすぎず、例示していない疾病名であっても、給付の対象となることがあります。また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。

例外給付申請に際しての手順と注意事項について

１．ケアマネージャー等が「福祉用具を必要とする状態の判断基準」　について理解が図れていること。

２．対象品目に関係する被保険者の日常生活動作（状態像）が理解できていること。

３．被保険者・家族の希望だけで導入していないこと。

４．被保険者の心身状況が対象となる状態像に該当しているかどうか、認定調査資料を入手し、調査項目を確認できていること。またその内容では確認できなかった場合には医学的な所見（主治医意見書等）によって確認していること。

※　医学的な所見の確認

次のいずれかの方法により主治医の意見（医学的な所見）を照会し、【表２】のｉ～iiiのいずれかに該当することを確認します。

なお、主治医に対して医学的な所見を確認する場合は、単に「福祉用具〇〇が必要」でなく、疾病その他の原因及びそれに基因する状態像を具体的に確認してください。

①　要介護認定の際の主治医意見書

ケアマネージャー等は被保険者の同意を得て、主治医意見書の写しを播磨町より入手し、【表２】の状態像ｉ～iiiのいずれかに該当するか確認します。

②　主治医への確認

(ア) ケアマネージャー等は主治医に医学的な所見を照会することについて、事前に被保険者の同意を得る必要があります。なお、照会する場合には自己負担金の可能性があることについて利用者に説明してください。

(イ) 適切なアセスメントに基づき、照会の目的を明らかにした上で、文書または聴取により主治医に医学的な所見を照会します。

(ウ) 主治医からの診断書等が提出された場合は、状態像ｉ～iiiの内容が明確に記載されているかを確認します。また、所見を聴取した場合は、次の内容を記録します。

(a) 聴取日時
(b) 医療機関名及び医師氏名
(c) 疾病名
(d) 状態像ｉ～iii
(e) どのような動作が困難か
(f) 必要とする福祉用具の種類

５．サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

主治医から【表２】ｉ～iiiの「福祉用具貸与（例外給付）の対象となる状態像」のいずれかに該当するとの所見が示された場合、ケアマネージャー等は、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが妥当かどうか判断します。

６．福祉用具貸与の例外給付申請書の提出

福祉用具の貸与が被保険者に対して必要であると判断された場合、ケアマネージャー等は播磨町に「介護保険福祉用具貸与例外給付申請書」を提出します。

◎申請書類

①　介護保険福祉用具貸与例外給付申請書
②　医師の医学的な所見を示す書類（次のいずれかの写し）

・主治医意見書（福祉用具の必要性が具体的に記載されているもの）
・医師の診断書等（福祉用具の必要性が具体的に記載されているもの）
・ケアマネージャー等が聴取した医師の医学的な所見

③　サービス担当者会議の記録（写し）
④　居宅サービス計画書（写し）又は介護予防支援計画に係る関連様式（写し）
⑤　遅延届（利用開始日が申請日受理日より前に遡及する場合のみ）

７．提出時期

①　福祉用具の貸与を開始するとき
②　要介護（要支援）認定が更新されたとき
③　要介護（要支援）認定が区分変更されたとき
④　居宅介護支援事業所が変更になったとき
⑤　播磨町外から播磨町内へ住所変更（保険者の変更）したとき

※要介護（要支援）認定期間が変更になり、継続して利用される場合は例外給付確認の有効期限が終了する前日までに初回と同様に「福祉用具を必要とする状態の判断基準について」の手順を再度行った上で例外給付申請書を提出してください。

８．結果の通知

提出された書類を確認し、確認書を居宅介護（介護予防）支援事業所あてに郵送で送付します。

９．有効期限

福祉用具貸与が必要な状態であると播磨町が認定する有効期間は、例外給付申請書記載の貸与開始日から要介護（要支援）認定期間の終了日までとします。

◎開始日　→　例外給付申請書記載の貸与開始日（貸与開始予定日）
※申請書を受理した日の属する前月の初日まで遡及可能とします。申請日より前に遡及する場合は遅延届も必要です。

◎終了日　→　要介護（要支援）認定の有効期間の終了日

例１

４月７日に例外給付申請を受理し、４月１０日から貸与開始予定の場合

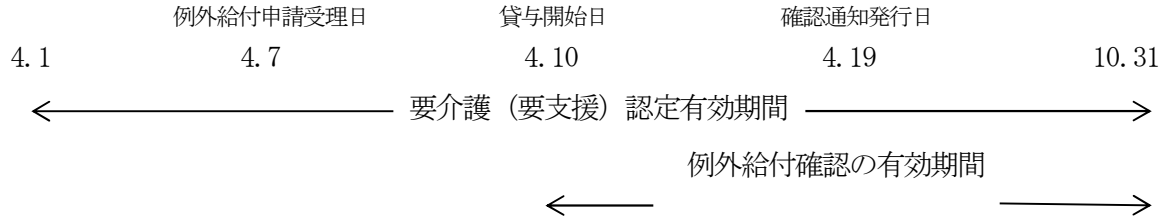

例２

４月７日に例外給付申請書を受理し、２月１５日から貸与を受けていた場合

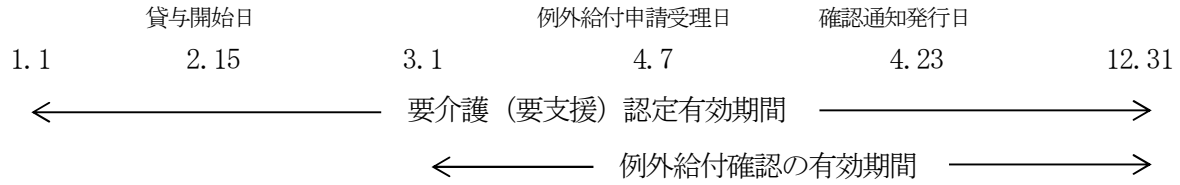

※この場合２月分は保険給付対象外となります。

（注１）　要介護（要支援）認定が申請中の場合は、結果が判定される前に例外給付申請書を提出しても構いません。（確認通知発行は要介護（要支援）認定後になります）

認定の結果「非該当」となり、その間の利用について全額自己負担になる場合について被保険者・家族等に十分に説明し、了承を得ておく必要があります。

10. 福祉用具貸与の必要性の検証

例外給付貸与実施後、ケアマネージャー等は必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について見直し、その結果を記録します。

上記の見直しが適切に行われていなかったことが判明した場合は保険給付返還対象となる場合もありますのでご注意ください。